

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札（政府調達協定対象外）に付します。

令和8年4月22日

支出負担行為担当官

北海道防衛局長 掛水 雅俊

（公印省略）

1 工事概要

(1) 工事名 稚内（8）隊舎新設等電気工事

(2) 工事場所 北海道稚内市

(3) 工事内容

【稚内分屯基地】

①食堂・隊舎新設に伴う電気設備工事及び通信設備工事

構造：鉄筋コンクリート造 4階建

規模：延べ面積 約2,900㎡

②渡り廊下新設に伴う電気設備工事及び通信設備工事

構造：鉄筋コンクリート造 2階建

規模：延べ面積 約140㎡

③電柱撤去、構内配電線路及び構内通信線路の切り回しに伴う電気設備工事
及び通信設備工事

(4) 工期 契約日の翌日から令和10年6月30日まで

※技術者の専任期間は令和8年9月から令和10年6月30日までとする。

（着手時期：令和8年9月）

なお、建設業法第26条第3項に該当しない工事の場合については技術者の専任を要しないため、上記の「専任期間」を「配置期間」と読み替えるものとする。

(5) 使用する主要な資機材

動力制御盤 3面、電灯分電盤 4面、

P型1級受信機 1面、マンホール 4基

(6) 本工事は、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための施工体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式（施工能力評価型）の試行対象工事である。また、地域精通度及び地域貢献度を重視して評価を行う「地域評価型」の対象工事である。

(7) 本工事は、資料提出及び入札等を電子入札システムにより行う工事である。ただし、電子入札システムにより難しい者は、発注者の担当部局（下記4(1)）に「紙入札方式変更届（別紙様式第1）」を提出した場合、紙入札方式に代えるものとする。

(8) 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

- (9) 本工事は、契約手続に係る書類の授受を、原則として電子契約システムにより行う工事である。ただし、受注予定者の責によらない通信環境等により電子契約システムにより難しい者は、発注者の担当部局（下記4(1)）に「紙契約希望届（別紙様式第36）」を提出し、紙契約に代えるものとする。
- (10) 本工事は、現場閉所（現場休息）により週休2日を確保する「完全週休2日制工事（土日）」の試行対象工事である。
- (11) 本工事は、発注者が競争参加希望者に見積及び根拠資料の提出を求め、その妥当性を確認できた見積を積算価格に反映させる「見積活用方式」の試行対象工事である。本方式では、競争参加希望者は提出期限までに、直接工事費（産業廃棄物の処分費、運搬費を除く。）の全てについて記載した見積及び根拠資料を提出するものとする（詳細は入札説明書による。）。
- また、見積活用方式の対象となる項目の詳細については「見積依頼書」を参照すること。
- (12) 見積活用方式とした価格（以下「見積活用価格」という。）について
- ~~ア 見積活用価格については、原則として、競争参加資格確認申請書を提出し、競争参加資格を有すると認められた者に対して、令和8年7月1日までに電子入札システムにより交付する。~~
- ~~ただし、見積活用価格を交付することにより、全ての直接工事費の価格が交付されることになる場合は交付しないものとする。~~
- ~~なお、「見積活用価格」の採用結果は、契約書第1条の設計図書ではなく、見積上の参考資料であり、その有効期限は、本工事の開札日までとする。~~
- イ 見積活用価格について、本工事は交付の対象外とする。
- (13) 本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。
- (14) 本工事は、離島等の建設工事における遠隔地からの労働者確保に要する費用等の積算方法等を適用する工事である。
- ~~(15) 本工事を難工事に指定する。~~
- (16) 本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。
- (17) 本工事は、受注企業の支援を前提とした監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）に求める同種工事の経験の緩和を行う工事である。なお、契約後は、企業としての監理技術者等支援策を施工計画書等に記載し提出するものとし、監理技術者等支援を未実施の場合には、ペナルティとして、本工事において工事成績の評定点を減ずることとする。
- (18) 本工事の入札手続に係る日程については、別冊の「入札手続日程表」に記載しているため、参考とされたい。

2 競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている単体有資格業者（以下「単体」という。）又は次に掲げる条件をすべて満たしている者により構成される特定建設工事共同企

業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和8年4月22日付北海道防衛局長）に示す手続に従い、稚内（8）隊舎新設等電気工事に係る特定建設工事共同企業体として資格審査結果の通知を受けた者であること。

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 一般競争（指名競争）参加資格

防衛省における令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「電気工事」又は「電気通信工事」で級別の格付を受け、北海道防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

(3) 単体及び特定建設工事共同企業体の代表者は、防衛省競争参加資格の総合審査数値が「電気工事」870点以上「Aランク」又は「電気通信工事」870点以上「Aランク」であること。

また、代表者以外の構成員は、防衛省競争参加資格の総合審査数値が「電気工事」870点以上「Aランク」又は「電気通信工事」870点以上「Aランク」であること。

(4) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

(5) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、北海道防衛局長から「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達）」（防整施（事）第150号。28.3.31）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(6) 単体及び特定建設工事共同企業体の代表者は、平成23年4月1日から入札公告日までに完成・引渡し完了した、次の①又は②のうち、いずれかを施工した実績を有すること。

① 元請けとして、国、特殊法人等又は地方公共団体から受注した国内における工事のうち、建物の電気設備工事又は通信設備工事

② 防衛省発注の建築工事、土木工事、機械工事、電気工事及び通信工事などのうち複数の職種の工事を一括で発注した工事（以下、「総合発注工事」という。）の一次下請けとして完了した工事のうち、建物の電気設備工事又は通信設備工事

また、代表者以外の構成員は、平成23年4月1日から入札公告日までに完了・引渡し完了した、次の①又は②のうち、いずれかを施工した実績を有すること。

① 元請けとして受注した国内における工事のうち、建物の電気設備工事又は通信設備工事

② 総合発注工事の一次下請けとして完了した工事のうち、建物の電気設備工事又は通信設備工事

工事成績の評定点が 65 点未満のものを除くこと。なお、工事成績のない工事については、検査に合格している証明をもって 65 点以上の工事とみなすものとする。

(7) 単体及び特定建設工事共同企業体の代表者は、次の基準を全て満たす監理技術者等を当該工事に専任で配置できること。ただし、建設業法第 26 条第 3 項に該当しない工事の場合については専任を要しない。

ア 1 級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次の者をいう。

- ・ 1 級電気通信工事施工管理技士
- ・ 技術士で次に掲げるいずれかの部門

「電気電子部門」

「建設部門」

「総合技術監理部門」（「電気電子部門」又は「建設部門」）

なお、「技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成15年文部科学省令第36号）」による改正前の部門、選択科目にあつては現部門及び現選択科目に対応するもの。

- ・ 建設業法第27条の18第1項の規定による実務の経験により 1 級電気通信工事施工管理技士の検定種目に対応する監理技術者資格者証の交付を受けた者。

- ・ これらと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者。

イ 平成23年4月1日から入札公告日までに完成・引渡し完了した、次の①又は②のうち、いずれかを施工した経験を有すること（原則、現場施工期間の1/2以上の期間従事していること。なお、現場施工期間とは、求める同種工事についてのものであり、契約工期のうち準備工期間、工事完成検査後の後片付け等のみが残っている期間及び同種工事以外の工事の期間を除いた期間をいう。）。

① 元請けとして受注した工事のうち、電気設備工事又は通信設備工事

② 総合発注工事（防衛省発注以外のもも含む。）の一次下請けとして完了した工事のうち、電気設備工事又は通信設備工事

工事成績の評定点が 65 点未満のものを除くこと。なお、工事成績のない工事については、検査に合格している証明をもって 65 点以上の工事とみなすものとする。

ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

なお、本工事において、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者及び監理技術者補佐）の配置を行う場合の詳細は、入札説明書による。

エ 配置予定の監理技術者等にあつては、入札公告日の時点で直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

(8) 北海道防衛局が発注した「電気工事」又は「電気通信工事」のうち、令和6年

度及び令和7年度に完成・引渡し完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が65点以上であること。

- (9) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (10) 入札に参加を希望する者の間に資本関係又は人的関係がないこと。詳細は入札説明書による。
- (11) 北海道防衛局の管轄区域（北海道）内に建設業法の許可（当該工事に対応する建設業種）に基づく本店、支店又は営業所が所在すること。
- (12) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。
- (13) 情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者であること。

なお、情報保全に係る履行体制について懸念が存在する者又は業務従事者若しくは親会社等の国籍その他これに類するものが、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者は入札参加を認めない。

3 総合評価に関する事項

(1) 評価項目

本工事の評価項目は、次の各項目とし、詳細は入札説明書による。

- ア 企業の施工能力
- イ 企業の信頼性・社会性
- ウ 施工体制
- エ 賃上げを実施する企業に関する評価
- オ その他（ペナルティ）

(2) 総合評価の方法

- ア 標準点 要求要件を満たしている者に標準点として100点を付与する。
- イ 加算点 技術資料の内容に応じ、(1)各項目の評価項目ごとに評価を行い、得られた「評価点数の合計値」が、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格（以下「予定価格」という。）の制限の範囲内の入札参加者のうち、最も高い者に30点の加算点を付与する。

その他の者には「評価点数の合計値」に応じ按分して求められる点数を加算点として付与する。

- ウ 施工体制評価点 「施工体制評価点」は(1)ウの評価項目について最高30点の評価点を付与する。ただし、施工体制が十分に確保されない場合、契約の内容に適合した履行がされないおそれがある場合又は品質確保のための施工体制及びその他の施工体制が著しく確保されないおそれがある場合、減点を行う。

また、施工体制評価点の低い者に対しては、「評価点数の合計値」を減ずる

場合がある。

エ 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

(3) 予備自衛官又は即応予備自衛官の現場配置について評価を行う。

(4) 施工体制の確認のため、ヒアリングを行う。

(5) 落札者の決定方法

ア 入札参加者は、価格及び(1)の各項目をもって入札に参加し、次の各要件に該当する者のうち、(2)によって得られた評価値の最も高い者を落札者とする。

(ア) 入札価格が予定価格の制限の範囲内である。

(イ) 評価値が、標準点を予定価格で除した数値を下回らない。

(ウ) 技術評価点（標準点と加算点を合算して得た数値）が標準点（100点）を下回らない。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

イ 上記の場合において、評価値の最も高い者が二者以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については、発注者から指示をする。

(6) 実施上の留意事項

受注者の責めに帰すべき事由により入札時の(1)の評価内容が実施されていない場合は、ペナルティとして、本工事において工事成績の評定点を減ずることとし、最大10点の減点とする。詳細は入札説明書による。

4 入札手続等

(1) 担当部局

〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎

北海道防衛局総務部契約課

TEL 011-272-7513

FAX 011-280-0351

Email keiyaku-r01-hk@ext.hokkaido.rdb.mod.go.jp

(2) 入札説明書の交付期間等

ア 交付期間 入札公告日から令和8年7月8日まで（行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日を除く。）の毎日、午前9時から午後6時まで。ただし、最終日は午後1時30分までとする。

イ 交付場所 防衛施設建設工事電子入札システムセンター

<https://www.dfeg.mod.go.jp>

- ウ 交付方法 全て、電子データで交付を行う。
文書類 : PDF (PDF1.7 等)
図書類 : PDF (PDF1.7 等)
数量表等 : Excel (2007 以降)
申請書類 : Word (2007 以降)、Excel (2007 以降)
又は一太郎 (Gov 7 等)

なお、標記以外の形式による提供は一切行わない。

- エ 使用条件 ダウンロードした資料の取扱いに関する利用規則に同意すること。
オ その他 通信環境の不具合等のため、希望する者は電子情報の提供を依頼することができる。

この場合、(1)へ「図面データの取扱いに関する同意事項」(記入・押印済みのもの)、データを保存するために必要な、CD-R(未使用に限る。)1枚及び着払いのラベル(宅配業者の場合)又は切手(日本郵便の場合)を貼付した返信用の封筒を同封し、送付する。

なお、配送によるもの以外の対応は行わない。また、この対応により被った不利益や損害については、一切補償しない。

※「図面データの取扱いに関する同意事項」の書式については、防衛省・自衛隊のホームページより入手可能である。

https://www.mod.go.jp/j/budget/seido/oshirase/pdf/koji_004.pdf

(3) 申請書及び技術資料の提出期限等

- ア 提出期限 令和8年5月29日 正午
イ 提出方法 電子入札システムにより提出する。ただし、申請書及び技術資料(以下「申請書等」という。)のファイル容量が電子入札システムの上限を超える場合の提出方法等については、入札説明書による。紙入札方式による場合は、(1)に持参又は郵送(書留郵便に限る。)若しくは託送(書留郵便と同等のものに限る。)(以下「郵送等」という。)又は電子メール(複数のメールでの申請は認めない。なお、電子メール容量は、10MB以下とする。)により行うものとする。

(4) 入札書の提出期限等

- ア 提出期限 令和8年7月8日 午後1時30分
イ 提出方法 電子入札システムにより提出する。ただし、紙入札方式による場合は、(1)に持参又は郵送等(電子メールでの入札は認めない。)により提出する。なお、詳細は入札説明書による。

(5) 開札の日時及び場所

- ア 日時 令和8年7月21日 午前11時00分
イ 場所 北海道防衛局入札室
なお、詳細は入札説明書による。

5 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 入札保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行札幌東代理店 北洋銀行本店）。
- ただし、利付国債の提供（取扱官庁 北海道防衛局）又は銀行等の保証（取扱官庁 北海道防衛局）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結又は金融機関等による契約保証の予約を行った場合は、入札保証金を免除する。
- なお、詳細については入札説明書による。
- (3) 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行札幌東代理店 北洋銀行本店）。
- ただし、利付国債の提供（取扱官庁 北海道防衛局）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 北海道防衛局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は請負代金額の10分の1（建設工事において、1件につき予定価格が国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）第3条第1項に規定する財務大臣の定める額以上の契約又は予決令第86条の調査を受けた者との契約については請負代金額の10分の3）以上とする。
- (4) 入札の無効 次に掲げる入札は無効とする。
- ア 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札
- イ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札
- ウ 入札に関する条件に違反した入札
- (5) 配置予定の監理技術者等の確認 落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。
- なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合のほかは、配置予定の監理技術者等の変更を認めない。
- (6) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うので、協力しなければならない。
- (7) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。
- (8) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。
- (9) 低入札価格調査を受けた者との契約については、前払金の割合を請負代金額の10分の2以内とする。
- (10) 契約書作成の要否 要
- 原則として電子契約システムにより、別冊契約書案を元に契約書の作成を要するものとする。ただし、受注予定者の責によらない通信環境等により電子契約システムにより難しい者は、発注者の担当部局（上記4(1)）に「紙契約希望届（別紙

様式第 36) 」を提出し、紙契約に代えることができる。

紙契約とした場合は、別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

(11) 関連情報を入手するための照会窓口 上記 4 (1) に同じ。

(12) 防衛省競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加

上記 2 (2) 及び(3)に掲げる事項を満たしていない者も上記 4 (3)により申請書及び技術資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において、上記 2 (2)から(4)までに掲げる事項を満たし、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(13) 本工事を良好な施工をもって完成した場合には、じ後の総合評価落札方式において加点評価する。

(14) 詳細は入札説明書による。